化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する 法律第2条第3項に規定する特定物質

(1)毒性物質

	関税率表の 番号等	貨物名
1	2931.90-000	O-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート(O-アルキルのア
		ルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O一アルキルのア
		ルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリ
		ダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)
2	2931.90-000	O-アルキル=N·N-ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート(O
		-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O
		ーアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N·N-
		ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)
		O-アルキル=S-ニージアルキルアミノエチル=アルキルホスホノ
		チオラート(O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるも
3	2930.90-900	のを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、か
	2330.30 300	つ、Sニージアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラー
		トのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 並びにその
		アルキル化塩類及びプロトン化塩類
		Sジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチ
4	2930.90-900	オラート(S—二—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチ
-		オラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並び
		にそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
5	2930.90-900	二一クロロエチルクロロメチルスルフィド
6	2930.90-900	ビス(二―クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)
7	2930.90-900	ビス(二―クロロエチルチオ)メタン
8	2930.90-900	一・二一ビス(二一クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード)
9	2930.90-900	ー・三一ビス(二一クロロエチルチオ)—n—プロパン
10	2930.90-900	ー・四―ビス(二―クロロエチルチオ)―n―ブタン
11	2930.90-900	ー・五―ビス(二―クロロエチルチオ)―n―ペンタン
12	2930.90-900	ビス(二―クロロエチルチオメチル)エーテル
13	2930.90-900	ビス(二―クロロエチルチオエチル)エーテル(別名〇―マスタード)
14	2931.90-000	二―クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイトー)
15	2931.90-000	ビス(二―クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト二)
16	2931.90-000	トリス(二―クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト三)
17	2921.19-000	ビス(二―クロロエチル)エチルアミン(別名HN一)
18	2921.19-000	ビス(二―クロロエチル)メチルアミン(別名HN二)
19	2921.19-000	トリス(二―クロロエチル)アミン(別名HN三)
20	3002.49-000	サキシトキシン

21	3002.49-000	リシン
22		P-アルキル-N-[(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホン
		アミド酸=フルオリド(P—アルキル又はジアルキルアミノのアルキル
		基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキ
	2931.59-000	ルメチリデン基であるものを含み、P―アルキル及びジアルキルアミ
		ノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の
		炭素数が十一(アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である
		場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以下
		であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
		N-[(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホンアミド酸=フル
		オリド(アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン
		基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭
23	2929.90-000	素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一(アル
		キリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シ
		クロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以下であるものに限る。)
		並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
		N—[一—(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホロアミドフルオリド
		酸(アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基が
		シクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数
24	2929.90-000	が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一(アルキリデ
		ン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロア
		ルキルのアルキル基の炭素数が十)以下であるものに限る。)並び
		にそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
		アルキル=N-[(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホロアミ
	2929.90-000	ドフルオリダート(ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基
		又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及
		びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、
25		ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基及びジアルキル
20		アミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基
		の炭素数が十一(アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であ
		る場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以
		下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩
		類
26	2931.59-000	N—[ビス(ジエチルアミノ)メチリデン]—P—メチルホスホンアミド酸
20		=フルオリド
27	2933.39-220	N-アセチルオキシアルキル-N·N·N' ·N' -テトラアルキル-
		N' -{[三-(ジメチルカルバモイルオキシ)ピリジン-ニーイル]メ
		$\{F, N, N'\}$ $\{-(F, T)\}$ $\{-$
		ロミド(アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシ
		アルキル基であるものを含み、アセチルオキシアルキル(アセチルオ

		-
		キシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である
		場合にあっては、それぞれシアノアルキル又はヒドロキシアルキル)
		及びテトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、
		アセチルオキシ基(アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基
		又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノ基
		又はヒドロキシ基)がその結合するアルキル基と当該アルキル基の
		位置番号一から八までのいずれかの炭素原子において結合してい
		るものに限る。)(Xは、一から十までの整数を表すものとする。)
28	2933.39-220	$N \cdot N \cdot N' \cdot N'$ ―テトラアルキル― $N \cdot N'$ ―ビス $\{[\Xi - (ジメチル)]$
		カルバモイルオキシ)ピリジン―二―イル]メチル}エタンビス(アミジ
		ウム) = ジブロミド(テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下
		であるものに限る。)
	2933.39-220	$N \cdot N \cdot N' \cdot N'$ ―テトラアルキル― $N \cdot N'$ ―ビス{[三―(ジメチル
		カルバモイルオキシ)ピリジン一二一イル]メチル}ーN・N′ー(二・
		X_1 — i i j i
29		ド(アルカンの構造が直鎖であり、当該アルカンの炭素数が四以上
		十二以下であり、かつ、テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十
		以下であるものに限る。)(X1は当該アルカンの炭素数から一を減じ
		た数を、X2は当該アルカンの炭素数と等しい数を表すものとする。)

(2)原料物質

	関税率表の 番号等	貨 物 名
1	2931.59-000	アルキルホスホニルジフルオリド(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)
2	2931.90-000	O一アルキル=O一二一ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホニット(O一アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O一アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、O一二一ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
3	2931.90-000	O一二一ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホニット(O一二一ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
4	2931.59-000	O-イソプロピル=メチルホスホノクロリダート(別名クロロサリン)
5	2931.59-000	O―ピナコリル=メチルホスホノクロリダート(別名クロロソマン)